

沖高保発20-175号
平成21年3月23日

圧縮空気関係事業所 御中

社団法人沖縄県高圧ガス保安協会
協会長 喜屋武昇
(公印省略)

港湾内に放置された高圧ガス容器の管理について
(容器置場以外にスクーバタンクを放置しないための注意喚起)

みだしの件について、沖縄県より別紙のとおり港湾内に放置された高圧ガス容器の管理について注意喚起の依頼がありました。

高圧ガス容器の保管については、高圧ガス保安法(同法一般則第6条2項第8号イ)により容器置き場に置くことが定められており、基本通達においても出荷のため一時的に置く容器もイの規程により、容器置場に置かなければならぬとあります。しかしながら、一部ではいまだに港湾等に放置されているスクーバタンクが見受けられる状況にあります。

ご存知のとおり高圧ガス容器(スクーバタンク)は約20メガ・パスカルで充てんされており、その取扱いについては充分な注意が必要です。

各圧縮空気関係事業所におかれましては、同法の趣旨を充分ご理解いただき容器置場以外に高圧ガス容器(スクーバタンク)を放置することの無いよう管理の徹底をお願い致します。又、関係の各ショップにも周知及び注意喚起下さるようお願い致します。

※参考資料

高圧ガス保安法 一般則第6条2項第8号イ

8号 容器置き場及び充てん容器等は、次に掲げる基準に適合すること。
イ 充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。

基本通達(第2項第8号関係)

出荷のため一時的に置く容器もイの規程により、容器置場に置かなければならぬことは当然である。



TP

観産第 2377 号

平成21年2月27日

社団法人沖縄県高压ガス保安協会会長 殿

沖縄県観光商工部産業政策課長



港湾内等に放置された高压ガス容器の管理について (依頼)

貴協会におかれましては、日頃から本県の高压ガス保安行政に、御理解と御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

ところで近年は、本県の観光産業の中心として、スクーバダイビングが増加しておりますが、高压ガス容器（スクーバタンク）が長時間、港湾内等に放置されているなどの通報があります。スクーバダイビング用の高压ガス容器には圧縮された空気が約20メガ・パスカルの高压で充填されており、その取扱を誤ると人身及び物的事故を引起す可能性があり、極めて危険です。

高压ガス容器は原則、許可や届出を受けた容器置場に置くことが、高压ガス保安法（同法一般規則第6条第2項第8号イ）で定められており、その移動のための搬入時以外に港内等へ放置することは禁止されています。

ついては貴協会におかれましても、容器の管理にかかる法令遵守の徹底及び注意喚起について、更なる啓発に努めて頂くよう、お願い申し上げます。

【事務取扱担当】

沖縄県観光商工部産業政策課：笠原、上原

電話：098-866-2330

FAX：098-866-2440

省

令

通

達

告

示

以下になり、かつ、エアゾールの容量が容器の内容積の九十パーセント以下になるようによること。

チ エアゾールを製造するため、充てん容器、バルブ又は充てん用枝管を加熱するときは、熱湿布又は温度四十度以下の温湯を使用すること。

リ 容器を転倒してエアゾールを製造するときは、当該容器を固定する転倒台を用すること。

ヌ エアゾールの充てんされた容器は、その全数について、当該エアゾールの温度を四十八度にしたときに、当該エアゾールが漏えいしないものであること。

(基本通達) 第六条関係

19 ヌ中「エアゾールの温度を四十八度」にするための方法の一例としては、例えば次のよきな方法が考えられる。

- ① 圧力充てん（噴射剤を冷却することなくバルブを通して充てんすること。）を行った場合には、内容積が三百立方センチメートルを超える容器にあつては一分五十秒以上、内容積が三百立方センチメートル以下の容器にあつては一分三十秒以上水温五十三度以上 五十七度未満のベルトコンベア方式の温水試験に当該容器を浸漬させる。
- ② 冷却充てん（噴射剤を冷却してから充てんすること。）を行った場合には、内容積が三百立方センチメートルを超える容器にあつては二分三十秒以上、内容積が三百立方センチメートル以下の容器にあつては一分五十秒以上水温五十三度以上五十七度未満のベルトコンベア方式の温水試験機に当該容器を浸漬させる。

例示基準 52

(基本通達) 第六条関係

19 ル中「取扱いに必要な注意（使用中噴射剤が噴出しない構造の容器にあつては、使用後当該噴射剤を当該容器から排出するときに必要な注意を含む。）とは、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成九年三月通商産業省告示第百三十九号）第四条第三号チ、リ及びルに定める事項をいう。

ル エアゾールの充てんされた容器（内容積が三十立方センチメートルを超えるものに限る。）の外面には、当該エアゾールを製造した者の名称又は記号、製造番号及び取扱いに必要な注意（使用中噴射剤が噴出しない構造の容器にあつては、使用後当該噴射剤を当該容器から排出するときに必要な注意を含む。）を明示すること。

ハ 容器置場及び充てん容器等は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。

ロ 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の充てん容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。

ハ 容器置場には、計量器具等作業に必要な物以外の物を置かないこと。

(基本通達)

20 出荷のため、一時的に置く容器もイの規定により、容器置場に置かなければならることは当然である。

ハ中「計量器具等作業に必要な物」とは、具体的には計量器具、転倒防止装置、工具、消耗品等である。